



平成 26 年 12 月 25 日
海 上 保 安 庁

災害時の通信の確保のための相互協力協定を締結

海上保安庁は、ソフトバンクモバイル株式会社（以下、「ソフトバンク」という。）と「災害時における通信の確保のための相互協力に関する協定」を下記のとおり締結しました。

記

1 協定締結日

平成 26 年 12 月 25 日（木）

2 協定の目的

災害対策基本法上の指定行政機関である海上保安庁と指定公共機関であるソフトバンクが、災害発生時に通信の確保に向けた相互協力を行うことを目的としています。

3 協定の内容

- (1) 災害発生時における両者間のスムーズな協力を確保するため窓口を設定します。
- (2) 海上保安庁は、被災地における通信手段を確保するために活動するソフトバンクに対して、物資や人員の輸送等の協力を行います。
- (3) ソフトバンクは、海上保安庁の災害時における人命救助活動等に必要な通信手段として、衛星携帯電話やソフトバンク携帯電話等の通信機器を優先的に提供します。
- (4) 平時における訓練、連絡調整を行うとともに、災害時には情報を共有します。

4 締結者

海上保安庁 次長

佐藤 善信

ソフトバンクモバイル株式会社

技術第一統括技術管理本部 本部長

飯田 唯史